

会議録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成29年度 未来戦略創出会議(第1回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成29年4月27日(木) 10時00分～11時00分
開催場所		庁議室(庁舎5階)
議題		(1)「新たな公民連携(NPPP)」推進のためのガイドライン等について (2)PPP/PFI手法導入優先的ガイドラインについて (3)「Hareza(ハレザ)池袋」総合調整PTの設置について (4)「池袋副都心基盤整備方針」について(中間まとめ) (5)NTT-三井のリパークモデルによるTOSHIMA Free Wi-Fi整備構想について (6)未来戦略推進プラン2017の公表について (7)平成29年度職員数の状況
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長・政策経営部長・総務部長・危機管理監・区民部長・文化 商工部長・環境清掃部長・保健福祉部長(代理:高齢者福祉課長)・健康担当部長・ 池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・土木担当 部長・会計管理室長・教育部長・区議会事務局長
	幹事	企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長・広報課長・総務課長・人事課長・選 挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長
	説明者	施設計画担当課長、契約課長、交通・基盤担当課長、情報管理課長
	事務局	企画課企画調整グループ係長・主査

審議経過

(1) 「新たな公民連携(NPPP)」推進のためのガイドライン等について

委員 資料に基づき、「新たな公民連携(NPPP)」推進のためのガイドライン等について説明。

このガイドラインは、昨年度策定した『「新たな公民連携(NPPP)」推進のコンセプト』に基づく取り組みを円滑に推進するため、新たな公民連携に係る事案の基本的な事務処理手順を示すものである。ガイドラインの内容については、事務処理の実施状況や民間主体の意見等を考慮しながら、随時更新を図っていく。また、このガイドラインの作成時点で現に進行している取り組みで、このガイドラインにより難しい場合は、既存の枠組みにおいて実施していくこととする。

次に、事案の方法について説明する。新たな公民連携に関する事案については、「新たな公民連携推進窓口」として、政策経営部企画課公民連携推進グループが民間主体及び庁内各部署の双方から相談・提案を随時受け付ける。具体的には、区広報紙やホームページ等で周知することにより、民間主体からの相談、自主的な提案の受付や、行政からのテーマ設定に対する提案の受付を行う。また、庁内各部署において実施中の新たな公民連携事案を把握するため、定期的な調査を実施するほか、庁内からの相談やサウンディング型市場調査の依頼を含む自主的な提案の受付を行う。

続いて、事案の分類と検討方法について説明する。民間主体から受付・収集した事案は、庁内での検討に向け、その内容に応じて事案処理の主体を3つに分類する。分類後は、別に定める政策経営部内のプロジェクトチームにおいて内容を協議する。事案の内容が複数課にまたがる場合は、関係課間でプロジェクトチームを設置するなど、十分な連携を図りながら検討する。事案の検討にあたっては、事案を申し出た民間主体と適宜、意見交換等を行うほか、必要に応じて外部有識者との意見交換を図り、助言等を受ける。

事案の管理方法についてであるが、受付・収集したすべての事案について、公民連携推進グループがケース台帳を作成し、進捗状況を管理する。また、検討内容については、その要点等を必ず記録し保存する。新たな公民連携の推進にあたっては透明性を確保することを基本とするが、民間主体との協議過程等においては、企業ノウハウに関わる部分も存すると推測されるため、保護すべき情報について民間主体に事前確認を行うなどの手段を講じたうえで、情報の保護と公表の適切な対応を図る。

新たな公民連携を進めていくうえで、区長・副区長によるガバナンスを強化するため「新たな公民連携(NPPP)推進会議」を設置し、原則すべての事案について報告する。このうち、事案の選択・審議を必要とする案件については、推進会議の審議に付議する。付議案件とするか否かは、あらかじめ定めた区分に基づき、公民連携推進担当課長が決定する。なお、決定した連携事業の取扱いであるが、推進会議で審議した連携事業については、区長へ報告、決定を経たのち、随意契約や包括連携協定等、必要な手続きに則り、実施に移していく。

「新たな公民連携(NPPP)推進会議」の構成であるが、会長は、政策経営部を担当する副区長をもって充て推進会議を総理し、副会長は、政策経営部以外を担当する副

区長をもって充て、会長に事故があるときはその職務を代理するものとする。委員は、政策経営部長、総務部長、企画課長、公民連携推進担当課長、財政課長及び行政経営課長の職にある者とし、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができるものとする。

区長 新たな公民連携を推進していくうえで、区民や議会の理解は不可欠であり、そのためには透明性の確保が大変重要である。この点に特に注意して進めてもらいたい。

副区長 全部局がしっかりと事業を進めていけるよう、説明会を開催するなど丁寧に対応してもらいたい。

委員 新たな公民連携を進めていく際のパートナーとして、どのようにその民間主体を決定したかという選定過程をしっかりと説明できる仕組みづくりが必要である。

⇒提案のとおり決定する。

(2) PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドラインについて

説明者 資料に基づき、PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドラインについて説明。

平成 27 年 12 月、内閣府が「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を制定したことにより、人口 20 万人以上の自治体において、一定規模以上の公共施設整備・改修等に際して、PPP や PFI の導入を優先的に検討する仕組みを平成 28 年度内に構築するよう内閣府から要請があった。このため、今回ガイドラインの策定に至ったものである。策定にあたっては、施設管理部長、企画課長、行政経営課長、契約課長、施設計画課長、施設整備課長、学習・スポーツ課長、学校施設課長による庁内検討体制を組織し、平成 28 年 9 月～29 年 1 月まで検討会議を計 4 回開催した。

ガイドライン制定にかかる主な課題と方向性についてであるが、検討対象事業の規模については、国の基準に従い、整備費 10 億円、年間運営費 1 億円とした。なお、検討対象事業の例外として、区内事業者への影響を緩和するための条項を独自に加えた。なお、本ガイドラインは、原則として国が示したひな形に即して策定しており、内閣府の定める様式に従って簡易検討を行った結果、効果がある場合には、外部委託等で詳細検討を行うとともに、ホームページで検討結果を公表することとしている。

他自治体の策定状況であるが、平成 29 年 3 月の内閣府資料によると、全国では約 70%の自治体がガイドライン等を策定済みであり、特別区においては 7 区で策定済みである。なお、今後の策定予定は 14 区、未定は 1 区となっている。

副区長 区内事業者への影響緩和条項について、詳しく説明してもらいたい。

説明者 定義の条項において「区内の事業者」の定義を定めている。第 6 条においては対象事業の例外を明記しており、附則とあわせて区内事業者に対する影響緩和の経過措置について規定している。

⇒提案のとおり決定する。

(3)「Hareza(ハレザ)池袋」総合調整 PT の設置について

委員 資料に基づき、「Hareza(ハレザ)池袋」総合調整 PT の設置について説明。

国際アート・カルチャー都市のシンボルである「Hareza(ハレザ)池袋」の公民連携事業を円滑に推進するための総合的な調整等を行うことを目的とし、関係民間事業者と共同でプロジェクトチームを設置する。プロジェクトチームは、豊島区の関連する所管及び区施設の指定管理予定者のほか、民間事業者、テナント事業者により構成し、必

要に応じてオブザーバーとして新区民センター設計・施工業者の参加も想定する。今年度については、2か月に1回程度の開催を予定している。なお、プロジェクトチームのもとに定例会部会を設置し、個別具体的な調整及び打ち合わせを行う。部会は原則として、2週間に1回程度の開催を予定している。公民連携による本事業は、今後ますます高度な調整が必要となってくる。事業成功のためにも、しっかりと組織体制のもと、着実に進めていきたいと考えている。

なお、「Hareza(ハレザ)池袋」の当面の標記について今回お示しするが、今年度「ロゴマーク」について検討する予定であり、その検討に合わせて文字等のフォント指定や外国語表記等、様々な使用ルール等を定めることとする。また、グランドオープンの時期は2020年(平成32年)夏を予定しており、新ホール・新区民センターが稼働する2019年(平成31年)秋をプレオープンとして位置づけることとする。

副区長 プロジェクトチームの事務局は総務部で良いか。

委員 総務部で事務局を担うが、全庁を挙げての事業であるため、各部局の協力をお願いしたい。

⇒提案のとおり決定する。

(4)「池袋副都心基盤整備方針」について(中間まとめ)

説明者 資料に基づき、「池袋副都心基盤整備方針(中間まとめ)」について説明。

平成27年7月に特定都市再生緊急整備地域に指定されたことにより、既定の都市計画に縛られない都市再生事業が可能となることを背景として、平成28年7月に「まちづくりガイドライン」を策定したところである。このガイドラインに示すまちづくりを展開していくために必要な都市基盤のあり方や整備方策をとりまとめることを目的とし、平成29年度末を目途に「基盤整備方針」を策定することとしているが、今回はその検討状況について中間のまとめとして報告する。

池袋周辺地域のまちづくりの将来像として「世界中から人を惹きつける 国際アート・カルチャー都市のメインステージ」をガイドラインで掲げており、池袋駅周辺地域基盤整備方針策定のねらいとしては、具体化している事業、検討中の整備計画、今後想定される施設更新計画のいずれもが、単に敷地内の改善にとどまらず、池袋駅周辺のまちづくりの課題解決に寄与することとなるよう、公民連携のもとに、池袋駅の機能更新と再編、駅前広場や道路などの公共施設の再編・拡充、駅周辺の再開発等を一体的に行うことにより、安全で快適な都市空間を創出することを目指すものとしている。

⇒報告のとおり了承する。

(5)NTT-三井のリパークモデルによる TOSHIMA Free Wi-Fi 整備構想について

説明者 資料に基づき、NTT-三井のリパークモデルによる TOSHIMA Free Wi-Fi 整備構想について説明。

この取り組みは、公民連携の手法により、区の負担なく Free Wi-Fi を効果的に整備していくものである。通常アクセスポイントはその設置場所の選定・運用についての委託契約を区と NTT 東日本が結び、区がそれに係る費用を負担している。今回は NTT 東日本と事業連携している三井不動産リアルティが運営する駐車場を設置場所とし、区は NTT 東日本と包括連携協定を締結することによって、設置に関する協議のみで費用の負担をすることなく、アクセスポイントを整備することができる仕組みとなっている。な

お、アクセスポイントの維持管理に係る費用は、駐車場に設置している自動販売機収入により賄うこととしている。今回の整備により、重点整備区域である池袋のアクセスポイントは、駅前からエリアを拡大することができ、さらに、「巣鴨・大塚」、「椎名町・長崎」等、今後注力するエリアへの展開も図ることができる。

今後のスケジュールであるが、提案の意思決定後、NTT東日本と包括連携協定を締結し、個別の設置場所の選定と設置・運用を行う。

⇒提案のとおり決定する。

(6) 未来戦略推進プラン 2017 の公表について

幹事 資料に基づき、未来戦略推進プラン 2017 の公表について説明。

平成 29 年 3 月 1 日から 3 月 30 日にかけてパブリックコメントを実施し、4 名の方から合計 37 件のご意見をいただいた。なお、プランの内容を修正するに至ったご意見はなかった。

⇒報告のとおり了承する。

(7) 平成 29 年度職員数の状況

幹事 資料に基づき、平成 29 年度職員数の状況について説明。

29 年度の正規職員数は、昨年度から 1 名減の 1,970 名となっている。主な増員要因は、待機児童対策、児童相談所設置準備、選択的介護対応、東アジア文化都市推進であり、減員要因は、マイナンバー交付対応の解消、技能系退職不補充、指定管理者制度の導入や業務委託などによるものがある。採用と退職の状況であるが、28 年度の退職は 96 名、採用は 28 年度途中と 29 年 4 月で 92 名であった。年齢構成では、40 代と 50 代で全体の 7 割弱を占めており、平成 17・18 年度の採用ゼロ方針等の影響により、30 代の職員数が 1 割台半ばと少なくなっている。一方、近年の採用数の増加により、20 代の職員数は増加傾向にある。最後に職員の男女構成であるが、係長級でちょうど男女比が半々となり、職層が高くなるほど女性の比率が少なくなっている状況である。

⇒報告のとおり了承する。

<p>会議の結果</p>	<p>(1)「新たな公民連携(NPPP)」推進のためのガイドライン等について (2)PPP/PFI 手法導入優先的ガイドラインについて (3)「Hareza(ハレザ)池袋」総合調整 PT の設置について (4)「池袋副都心基盤整備方針」について(中間まとめ) (5)NTT-三井のリパークモデルによる TOSHIMA Free Wi-Fi 整備構想について (6)未来戦略推進プラン2017の公表について (7)平成 29 年度職員数の状況 →(1)、(2)、(4)について決定、(3)、(5)、(6)、(7)について了承。</p>
<p>提出された資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな公民連携(NPPP)」推進のためのガイドライン(案) ・豊島区新たな公民連携推進会議設置要綱(案) ・PPP/PFI手法導入優先的検討ガイドラインについて ・「Hareza(ハレザ)池袋」総合調整 PT の設置について ・池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン及び基盤整備方針について ・世界中から人を惹きつける 国際アート・カルチャー都市のメインステージ 境界を歩き、にぎわいと四季の彩りを感じるまち・池袋 ・NTT-三井のリパークモデルによる TOSHIMA Free Wi-Fi 整備構想 ・「未来戦略推進プラン2017(案)」パブリックコメント ・平成29年度 職員数の状況